

令和 8 年度
南城市自動車騒音常時監視業務

仕様書

南 城 市

I 一般事項

1. 目的

南城市（以下「発注者」という。）が発注し、受託者（以下「受注者」という。）において、南城市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第 18 条第 1 項に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用し、常時監視を実施するものである。

2. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日

3. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか下記の関係法令等に基づき行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 1 1 月 1 9 日法律第 9 1 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 4 3 年 6 月 1 0 日法律第 9 8 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 1 0 年 9 月 3 0 日環境庁告示第 6 4 号）
- (4) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 2 7 年 1 0 月環境省 以下、「評価マニュアル」という。）
- (5) 騒音規制法第 1 8 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 2 3 年 9 月 1 4 日付け環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長通知 以下、「処理基準」という。）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアルについて（技術的助言）（平成 2 3 年 9 月 1 4 日付け環水大自発 110914002 号 以下、「常時監視マニュアル」という。）
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル（以下、「操作マニュアル」という。）
- (8) 自動車騒音常時監視業務結果報告要領（以下、「報告要領」という。）
- (9) その他関係法令等

4. 資料等の貸与

- (1) 本業務において収集する資料以外に必要な資料等は、発注者が受注者に貸与する。
- (2) 受注者は本業務終了または発注者からの指示があった場合、これを速やかに返還しなければならない。

5. 使用する電子地図等

本業務で使用する電子地図は、過去 5 年以内のゼンリン地図（Zmap TOWNⅡ）とする。

なお、受注者は、面的評価支援システムを環境省自動車騒音常時監視業務支援サイトからダウンロードし、GIS エンジンである「Acrivemap. for. NET (株式会社カーネル)」及び上記電子地図は、受注者にて別途準備するものとする。

6. 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

7. 現場責任者（主任技術者）

受注者は、本業務における現場責任者（主任技術者）を定め、発注者に届け出るものとする。また、現場責任者（主任技術者）は、環境計量士（騒音・振動関係）の資格を有する者とする。

現場責任者（主任技術者）は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8. 業務工程表作成

受注者は、本業務における作業項目について整理し、業務工程表を作成して発注者の承認を得るものとする。

9. 打ち合わせ等

受注者の委託業務の実施にあたっては、必要に応じて発注者と打ち合わせを行い、その打ち合わせ内容を記録したものを提出し、承認を得なければならない。

10. 成果品の提出

- （1）受注者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を早急に提出し発注者の検査を受けるものとする。
- （2）受注者は、仕様書に定めのある場合又は発注者の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- （3）検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受注者は速やかに修補を行わなければならない。

11. その他

- （1）受注者は、環境省が配布する面的評価支援システム及び当該システムの稼動環境に改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- （2）受注者は、準拠する法令及びマニュアル等に改定等があった場合は、速やかに対応し、改訂後の法令及びマニュアル等に基づいて業務を行うものとする。
- （3）本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議した上で決定するものとする。

Ⅱ 業務内容

1. 基礎調査等

(1) 基礎調査

監視（評価）対象道路に面する地域について、常時監視マニュアルに基づき、文献調査又は現地踏査により、①土地利用状況、②道路交通情勢、③道路の構造等の把握を行い、前回調査結果から状況変化が確認された場合は実施計画（資料－1）を精査し、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行う。

(2) 実施計画見直し

「1. 基礎調査」の結果、実施計画を見直す必要が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行って実施計画の見直しを行う。

2. 面的評価

監視（評価）対象道路（資料参照）の評価区間のうち、今年度評価対象区間について、以下の調査を実施する。

ただし、「1. 基礎調査」の結果、実施計画（案）を見直し、評価区間に変更が生じた場合等は、速やかに発注者と協議すること。

(1) 沿道状況の把握

①住居等の属性

常時監視マニュアルに基づき、評価対象区間内に存在する住居等の属性（建物の位置、戸数、環境基準の類型）を把握する。

具体的には、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が著しく異なっていないかを確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。詳細は、発注者と協議の上、決定する。

また、環境基準の類型は、都市計画用途地域図及び環境基準類型指定地域図により把握する。

②残留騒音

今年度評価対象区間について、常時監視マニュアルに基づき、残留騒音の調査方法（下表）を整理し、発注者と協議して決定する。なお、残留騒音を①実測により把握するための測定は、「3. 測定」のとおりとする。

	残留騒音の調査方法	区間数
①	実測する方法	協議の上で決定
②	近傍一般地域の LAeq を準用する方法	協議の上で決定
③	環境基準で代用する方法	協議の上で決定

（２）騒音発生強度の把握

今年度評価対象区間について、常時監視マニュアルに基づき、実施計画（資料－１）のとおり騒音発生強度を把握する。なお、騒音発生強度を実測により把握するための測定は、「３．測定」のとおりとする。

（３）騒音暴露状況の把握

①今年度評価対象区間の騒音暴露状況の把握

今年度評価対象区間について、常時監視マニュアル及び上記（２）の結果に基づき、騒音暴露状況の把握方法（下表）を整理し、発注者と協議して決定する。その上で、今年度評価対象区間内の全ての住居等について、常時監視マニュアルに基づき、騒音暴露状況を把握する。

なお、面的評価支援システムでの作業に当たっては、使用するバージョンに対応した操作マニュアルに基づき適切に行うこと。

	騒音暴露状況の把握方法	区間数
①	個別計算又は区間計算による方法	協議の上で決定
②	環境基準達成と見なす方法	協議の上で決定
③	既知の面的評価結果等を準用する方法	協議の上で決定

②過年度評価結果の活用

今年度評価対象区間以外の区間で、かつ過年度に評価を実施済みの評価区間（以下「過年度評価済み区間」という。）において、「１．基礎調査」の結果、状況変化が認められた区間については、過年度評価結果の妥当性が失われている可能性があることから、発注者と協議の上、必要に応じて報告から除外する。

また同様に、状況の変化が認められない区間については、操作マニュアル「過年度データの活用方法」を参照して上記①とあわせて報告すること。なお、過年度評価済み区間と今年度評価対象区間が交差する場合には、交差する街区について改めて推計を行い、過年度評価済み区間の「評価の実施年度」を今年度に変更して報告すること。

なお、詳細は発注者と協議の上で決定する。

３．測定

今年度評価対象区間のうち、「２．面的評価」の（１）②および（２）の「実測を行う方法」による区間において、常時監視マニュアルに基づき騒音測定を行う。

なお、天候の急変や、道路工事・工場等の高騒音作業により測定が困難と判断された場合などは、測定を中止し、発注者と協議の上で再測定を行うこと。

（１）事前準備

測定箇所については、現地踏査結果を踏まえ、発注者と協議の上で選定する。なお、測定箇所は、概況が判別できるよう、周辺の写真撮影を行い、台帳を整理する。また、測定日や安全対策その他の詳細については、事前に騒音測定計画書

を作成し、発注者と協議する。

(2) 騒音測定強度の測定

「2. 面的評価」(2)で定める区間において騒音発生強度を把握するため、当該道路の交通騒音を把握できる位置に騒音計を設置して、24 観測時間（各観測時間の 10 分間以上）測定する。

測定する項目は以下の通りとする。

- ・昼間等価騒音レベル (LAeq、16h)
- ・夜間等価騒音レベル (LAeq、8h)
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

なお、面的評価支援システムに入力できるよう、測定箇所の道路横断情報を現地調査等により把握し、台帳に整理すること。

(3) 残留騒音の測定

「2. 面的評価」(1)②で定める区間において残留騒音を把握するため、監視対象道路の背後地（道路騒音の影響を受けにくい地点）に騒音計を設置して、昼間・夜間の基準時間帯のうち各 2 観測時間（各観測時間の 5 分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・時間率騒音レベル (L_{A95})

(4) 車種別交通量および車速の測定

「2. 面的評価」(2)で定める区間において常時監視マニュアルに基づき、上下別・車種別交通量（大型車【又は、大型車Ⅰ、大型車Ⅱ】、小型車、二輪車）、上下別・車種別平均走行速度（大型車、小型車）を測定する。

測定時間は、昼の基準時間帯で 2 観測時間とする。また、夜間の基準時間帯において環境基準を大幅に超過すると思われるような地点については、夜の基準時間帯について 2 観測時間観測する。

4. 環境省報告様式作成

報告要領に従い、環境省報告用資料を作成する。

(1) 常時監視報告様式及び GIS フォーマットの作成

常時監視報告様式 (Excel)、位置図、詳細図（平面図・横断図）、及び GIS フォーマットのとりまとめを行う。

(2) 年度ごとの実施計画の作成

基礎調査での見直し及び面的評価並びに実測等の結果を考慮して、次年度以降の常時監視の頻度（ローテーション）等を検討し、発注者と協議して実施計画（案）の見直しを行う。

5. 報告書作成

以上について、報告書にとりまとめる。

6. 公表用資料作成

以上について、公表用資料としてまとめる。

7. 成 果 品

本業務の成果品は次の表のとおりとする。

(表)

成果品名称	備考	提出様式	部数
I. 報告書			
1. 本編			
(1) 業務報告書			
(2) 自動車騒音常時監視実施計画等	R4～R8 年度		
2. 環境省報告（年度毎の自動車騒音常時監視結果報告）			
(1) 報告様式		A 4 紙 簡易製本	1 部
(2) G I S データ（電子媒体のみ）	環境省指定様式		
(3) 位置図（騒音測定地点、評価区間）		電子媒体	一式
(4) 詳細図（騒音測定地点における平面図・横断面図）			
(5) 実施計画			
3. 資料編			
(1) 自動車交通騒音測定結果	沖縄県報告様式		
(2) 南城市公開用資料			
(3) 騒音発生強度測定状況写真			
II. 面的評価システムデータ	面的評価システムに登録したデータ	電子媒体	一式

特記事項

- (1) 面的評価支援システムの機能により帳票が作成可能なものについては、当システムを使用して作成する。
- (2) 上記に掲載している以外に発注者と協議の上必要と認められるものについては適宜成果品として提出するものとする。

実施計画

路線名	一連番号		評価区間番号			車線数	評価区間の延長(km)	路線の延長(km)	起点側		終点側		評価の実施年度				騒音発生強度の把握手法*					備考 (ローテ4)
	ローテ2・3	ローテ4	ローテ2・3	ローテ4	ローテ4				起点番号	路線名等	終点番号	路線名等	ローテ1	ローテ2	ローテ3	ローテ4	ローテ1	ローテ2	ローテ3	ローテ4		
一般国道331号	1	1	2010-10690-1	2015-303310205-1	11010-1	2	1.4	23.1	1	八重瀬町・南城市境	2	一般国道331号中山改良旧道	-	-	2017	2022	-	-	推計	協議達成	中山改良 北側中山改良	
	2	2	2010-10690-2	2015-303310555-1	11010-2	2	0.8		2	一般国道331号中山改良旧道	3	一般国道331号中山改良旧道	-	-	2018		-	-	推計	協議達成		
	-	3	-	2015-303310640-1	11010-3	2	0.6		3	一般国道331号中山改良旧道	4	一般国道331号中山改良旧道	-	-	-		-	-	-	協議達成		
	5	4	2010-10690-3	2015-303310230-1	11010-4	2	2.3		4	一般国道331号中山改良旧道	5	県道137号線	-	-	2018		-	-	実測	協議達成		
	6	5	2010-10700-1	2015-303310240-1	11020-1	2	4.3		5	県道137号線	6	県道86号南風原知念線	-	-	2017		-	-	推計	実測		
	7	6	2010-10710-1	2015-303310250-1	11030-1	2	5.9		6	県道86号南風原知念線	7	佐敷・知念境	-	-	2017		-	-	推計	実測		
	8	7	2010-10710-2	2015-303310250-2	11030-2	2	4.3		7	佐敷・知念境	8	県道137号線	2007測定	2012	2018		実測	達成	推計	実測		
	9	8	2010-10710-3	2015-303310260-1	11030-3	2	1.1		8	県道137号線	9	県道138号線	-	-	2018		-	-	推計	実測		
	10	9	2010-10710-4	2015-303310270-1	11030-4	2	0.1		9	県道138号線	10	県道137号線	-	-	2018		2023	-	-	推計	協議達成	一連番号8実測準用
	11	10	2010-10710-5	2015-303310280-1	11040-1	4	0.2		10	県道137号線	11	南城市・与那原町境	-	-	2018			-	-	実測	協議達成	一連番号10通実準用
	12	11	2010-10720-1	2015-303310290-1	11040-2	4	0.1		11	南城市・与那原町境	12	南城市・与那原町境	2007測定	-	2017		実測	-	準用	協議達成	一連番号10通実準用	
	13	12	2010-10690-4	2015-303310210-1	11130-1	2	0.4		12	一般国道331号中山改良	13	県道48号線	-	-	2018		2022	-	-	推計	協議達成	中山改良旧道
	13	13	2010-10690-4	2015-303310220-1	11130-2	2	0.2		13	県道48号線	14	県道48号線	-	-	2018			-	-	推計	協議達成	中山改良旧道
	14	14	2010-10690-5	2015-303310225-1	11130-3	2	0.6		14	県道48号線	3	一般国道331号中山改良	-	-	2018			-	-	推計	協議達成	中山改良旧道
	15	15	2010-10690-3	2015-303310229-1	11130-4	2	0.8		3	一般国道331号中山改良	4	一般国道331号中山改良	-	-	2018			-	-	実測	協議達成	南側中山改良旧道
一般国道508号 (那覇空港自動車道)	13	16	2010-11090-1	2015-305060070-1	11650-1	2	0.1	0.1	15	一般国道507号	16	一般国道329号	-	-	2016 2019	2023	-	推計	推計	協議達成	住宅がないので対象外	
県道77号 糸満与那原線 (主要地方道)	14	17	2010-40570-1	2015-400770100-1	40600-1	2	1.4	6.3	6.3	17	八重瀬町・南城市境	18	県道48号線	-	-	2015 2019	2024	-	実測	通実	実測	協議達成
	15	18	2010-40570-2	2015-400770110-1	40600-2	2	0.8			18	県道48号線	19	県道77号糸満与那原線旧道	-	-	2012 2019		-	実測	通実	実測	
	16	19	2010-40570-3	2015-400770120-1	40600-3	2	0.4			19	県道86号南風原知念線	20	県道86号南風原知念線	-	-	2015 2019		-	実測	通実	協議達成	
	17	20	2010-40580-1	2015-400770130-1	40610-1	2	0.9			20	県道86号南風原知念線	21	県道77号糸満与那原線旧道	-	-	2017		-	-	実測	協議達成	
	20	21	2010-40580-2	2015-400770140-1	40610-2	2	1.4			21	県道77号糸満与那原線旧道	22	南城市・与那原町境	-	-	2017		-	-	実測	協議達成	
	18	22	2010-40570-4	2015-400770190-1	40630-1	2	0.4			19	県道77号糸満与那原線	23	県道86号南風原知念線	-	-	2019		-	-	実測	協議達成	旧道
	19	23	2010-40580-3	2015-400770200-1	40630-2	2	1.0			22	県道86号南風原知念線	24	県道77号糸満与那原線	-	-	2019		-	-	実測	協議達成	旧道
県道86号 南風原知念線 (主要地方道)	21	24	2010-40950-1	2015-400860040-1	41020-1	2	1.5	13.2	13.2	24	南風原町・南城市境	25	県道77号糸満与那原線旧道	-	-	2016 2020	2025	-	実測	通実	協議達成	
	22	25	2010-40950-2	2015-400860050-1	41020-2	2	0.1			25	県道77号糸満与那原線旧道	26	県道77号糸満与那原線	-	-	2020		-	-	準用	協議達成	
	23	26	2010-40960-1	2015-400860060-1	41030-1	2	5.3			26	県道77号糸満与那原線	27	県道137号線	-	-	2016 2020		-	実測	通実	協議達成	
県道17号線 (一般県道)	24	27	2010-40970-1	2015-400860070-1	41040-1	2	1.0	26	26	25	県道137号線	26	県道137号線	-	-	2020	2026	-	-	推計	実測	
	25	28	2010-40970-2	2015-400860080-1	41040-2	2	5.3			27	一般国道331号	6	一般国道331号	-	-	2016 2020		-	推計	実測	協議達成	
県道48号線 (一般県道)	26	29	2010-60250-1	2015-600170010-1	60250-1	2	3.0	3.0	29	県道48号線	28	南城市・八重瀬町境	-	-	2015 2021	2023	-	推計	実測	協議達成		
	27	30	2010-60590-1	2015-600480040-1	60630-1	2	0.7	1.5	1.5	28	南風原町・南城市境	18	県道77号糸満与那原線	-	-	2016 2021	2025	-	推計	実測	協議達成	
28	31	2010-60600-1	2015-600480050-1	60640-1	2	0.8	18			県道77号糸満与那原線	27	県道17号線	-	-	2021	-		-	準用	実測		
県道48号線 (一般県道)	29	32	2010-60600-2	2015-600480060-1	60640-2	2	3.5	6.4	6.4	27	県道17号線	30	県道48号線	-	-	2016 2021	2026	-	推計	準用	実測	南側(玉城郵便局) 北側(玉城中)
	30	33	2010-60600-3	2015-600480070-1	60640-3	2	0.5			30	県道48号線	31	県道48号線	-	-	2021		-	-	準用	協議達成	
	30	34	2010-60600-3	2015-600480080-1	60650-1	2	0.2			31	県道48号線	14	一般国道331号中山改良旧道	-	-	2021		-	-	準用	協議達成	
	31	35	2010-60610-1	2015-600480100-1	60660-1	2	0.5			30	県道48号線	31	県道48号線	-	-	2021		-	-	達成	協議達成	
	-	36	-	2015-600480120-1	60660-2	2	0.2			31	県道48号線	13	一般国道331号中山改良旧道	-	-	-		-	-	-	協議達成	
県道137号線 (一般県道)	32	37	2010-60830-1	2015-601370010-1	60880-1	2	2.0	6.5	6.5	10	一般国道331号	32	県道137号線	-	-	2015 2020	2026	-	推計	推計	実測	
	34	38	2010-60830-2	2015-601370020-1	60880-2	2	2.3			32	県道137号線	25	県道86号南風原知念線	-	-	2015 2020		-	推計	実測	協議達成	
	35	39	2010-60840-1	2015-601370040-1	60890-1	2	1.9			26	県道86号南風原知念線	5	一般国道331号	-	-	2015 2020		-	推計	推計	協議達成	
	33	40	2010-60850-1	2015-601370060-1	60900-1	2	0.3			6	一般国道331号	32	県道137号線	-	-	2015 2020		-	推計	推計	協議達成	
県道138号線 (一般県道)	36	41	2010-60860-1	2015-601380010-1	60910-1	2	0.4	0.4	9	一般国道331号	33	なし	-	-	2021	2023	-	-	達成	協議達成		
全6路線計									×													

注意) ロ-71: 2006～2011年度の6年間に沖縄県が実施
 ロ-72: 2012～2016年度の5年間に南城市が実施
 ロ-73: 2017～2021年度の5年間に南城市が実施
 ロ-74: 2022～2026年度の5年間に南城市が実施

※ 実測: 実測する方法
 通実: 過去ローテーションの実測値を用いる方法
 推計: 推計する方法
 準用: 他の区間を準用する方法
 達成: 環境基準達成とみなす方法
 協議: 実測以外の方法で協議の上決定すること

監視（評価）対象道路図

